

1. 継続事業の前提に関する注記

「該当なし」

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法

(2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金・・・職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。

・賞与引当金・・・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当年度に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

「該当なし」

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当等共済制度及び福井県社会福祉協議会の退職共済制度によっております。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類

(会計基準省令第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(3) 当法人では公益事業を実施していないため作成していない。

(4) 当法人では収益事業を実施していないため作成していない。

(5) 各拠点におけるサービス区分の内容

ア 本部（社会福祉事業）

イ 第1びーぶるファン（社会福祉事業）

「就労継続B型」

「生活介護」

「日中一時」

ウ 第2びーぶるファン（社会福祉事業）

「就労継続B型」

「日中一時」

エ 共同生活びーぶるファン

「共同生活援助」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地（基本財産）	85,698,571	0	0	85,698,571
建物（基本財産）	151,240,806	0	9,530,513	141,710,293
定期預金（基本財産）	10,000,000	0	0	10,000,000
合計	246,939,377	0	9,530,513	237,408,864

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

「該当なし」

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

「該当なし」

計

円
円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	85,698,571		85,698,571
建物（基本財産）	181,059,227	39,348,934	141,710,293
建物附属設備	52,682,395	40,850,800	11,831,595
機械及び装置	28,742,456	19,051,433	9,691,023
車輛運搬具	34,297,976	31,284,971	3,013,005
器具及び備品	24,618,266	21,825,587	2,792,679
合計	407,098,891	152,361,725	254,737,166

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	27,088,802	0	27,088,802
合計	27,088,802	0	27,088,802

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
「該当なし」			
合計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の 名称	住所	資産総額	事業の 内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の 職務等	事業上の 関係				
	「該当なし」										

取引条件及び取引条件の決定方針等

.....

13. 重要な偶発債務

「該当なし」

14. 重要な後発事象

「該当なし」

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

「該当なし」

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

「該当なし」